

人権に関する法律を 知っていますか？



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

障害者差別解消法

〔平成28（2016）年4月1日施行〕

ハイトスピーチ対策法

〔平成28（2016）年6月3日施行〕

部落差別解消推進法

〔平成28（2016）年12月16日施行〕



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

私たちは、国籍、性別、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会の実現」をめざしています。

しかし、残念ながら差別によって、「あるとき」「どこかで」「あるひと」の人権が侵害されて、「生きづらさ」を感じるような社会になっています。

いまだに残る差別を解消するために、平成28（2016）年に3つの法律が相次いで施行されました。この法律をきっかけに、全ての人ができることを考え、行動し、今まで以上に生きることの「幸せ」を感じとれる社会を築いていきましょう。

ひとりで悩まず、ご相談ください。

みんなの人権110番（法務局）  0570-003-110

子どもの人権110番（法務局）  0120-007-110（通話料無料）

女性の人権ホットライン（法務局）  0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口（法務局）
<http://www.jinken.go.jp/>（パソコン・スマートフォン・携帯電話共通）

インターネット人権相談 検索 



人権・心配ごと相談（佐賀市） **（問）0952-40-7085**

日時 毎週火曜日 13時30分～16時30分 ※祝日・年末年始除く

場所 佐賀市役所 本庁1階 市民相談コーナー

※各支所でも開催しています。詳細は市報さが毎月1日号をご覧ください。

佐賀市

障害者差別解消法

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮の提供」が求められています。

この法律で守らなければならないポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 (してはいけない)	法的義務 (しなければならない)
民間事業者等 ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	禁止 (してはいけない)	法的義務 (しなければならない)

「不当な差別的取扱い」と具体例

この法律では、国の行政機関・地方公共団体等や、会社やお店などの民間事業者等が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。



「合理的配慮の提供」と具体例

この法律では、国の行政機関・地方公共団体等や、会社やお店などの民間事業者等に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



ヘイトスピーチ対策法

～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律～

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、 許さない!

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

部落差別解消推進法

～部落差別の解消の推進に関する法律～

部落差別を解消するのはあなたです！

同和地区等と呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの同和問題（部落差別）は現在もなお存在します。

また近年、インターネットの匿名性を悪用した同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷など差別の態様も変化しています。

同和問題（部落差別）を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

（目的）

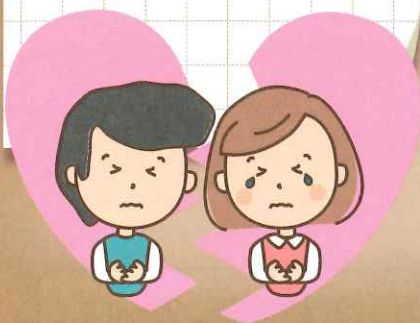
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が現在もなお起きています。

（事例）

結婚・就職等における差別

同和地区（被差別部落）出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けたりするなどの事案が発生しています。



（事例）

差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

（事例）

差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



佐賀市
人権・同和政策課

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1-1
TEL 0952-40-7367 FAX 0952-40-7327
Email jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市／佐賀・武雄人権啓発活動地域ネットワーク協議会

毎月1日は「いじめ・いのちを考える日」です。毎月11日は「人権を考える日」です。